

公 示 日 : 2021年11月10日(水)

調達管理番号 : 21a00865

国 名 : エジプト

担当部署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調達件名 : エジプト国経済開発のための市場志向型農業プロジェクト詳細  
計画策定調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年12月下旬から2022年4月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.53、国内 0.75、合計 1.28
- (3) 業務日数 : 

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 調査業務期間 | 整理期間 |
| 10日  | 16日    | 5日   |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2021年12月1日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き(PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年12月16日(木)までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 類似業務経験の分野    | 各種評価調査    |
| 対象国・地域又は類似地域 | エジプト／全途上国 |
| 語学の種類        | 英語        |

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし。ただし、黄熱に感染する危険のある国から来る、生後9か月以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

#### 6. 業務の背景

エジプトでは農業セクターがGDPの約11.5%（世銀2020）、労働人口の約20.6%（世銀2019）を占め、増加する人口への食糧供給や雇用確保の観点から重要な産業に位置づけられている。カイロ以南のナイル側流域（上エジプト）では、農業セクターの就業者数が55%を超え（USAID 2021）、同地域の農業の中心地帯ともいえるミニア県、アシュート県では小規模農家がすべての農家の大半を占めている。農業セクター従事者には貧困層が多く、農業生産性を向上させ農民の所得及び生活水準を向上させることが包括的な成長の観点から重要な課題となっている。

エジプト政府は持続可能な開発戦略「エジプトビジョン2030」で優先課題として貧困削減及び地方間格差の解消を挙げている。また、エジプト農業土地開拓省は「持続的農業開発戦略2030年」の中で、「継続的かつ早急に成長するダイナミックな農業セクターに基づく、貧困層の救済、地方の貧困削減に配慮した総合

的な経済・社会開発の達成」をビジョンとし、国内及び国際市場における農産物の競争性の向上、農村における生活水準の改善及び貧困率の軽減等を戦略として掲げている。

かかる状況下で JICA は 2010 年 3 月～2012 年 8 月までミニア県及びアシュート県を対象とした開発計画調査型技術協力「農産物流通改善を通じた上エジプト農村振興プロジェクト (IMAP)」を実施し、小規模農家の所得の向上を開発目標としたマスタープラン (M/P) の策定及び、M/P の策定と実証調査を通じた中央及び対象県の農業行政職員の計画策定・事業実施にかかる能力向上を支援した。策定された M/P では、「小規模農家が市場のニーズに基づいて生産・加工し、より高い価値で生産物を販売する」という開発戦略のもと、生産から販売に至る様々な開発プロジェクト群が提案された。これを受け、2014 年～2019 年にミニア県及びアシュート県を対象に、市場志向型 (SHEP) アプローチに基づいた小規模農家の経営を改善し、これを支援するための行政による普及システムの強化、普及員及び農協職員の能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト (以下、ISMAP)」を実施した。対象小規模農家の所得向上を達成すると共に、上エジプトの農村社会に見られる、女性が農作業に携わることを禁じる伝統的な社会規範や性差別に敏感な独自のジェンダー主流化アプローチを開発し、農村女性の社会的地位向上にも効果が見られた。また、農業土地開拓省はこの成果をより波及させるため、農業土地開拓省 Central Administration for Agriculture Cooperation (CAAC) 部局に ISMAP アプローチを県普及所に指導する専門ユニット (以下、ISMAP 実施ユニット) 及び女性支援ユニットを立ち上げた。各ユニットがプロジェクト終了後も活動を続けており、効率的かつ効果的という観点で両ユニットは協調して活動計画、実施、モニタリング等の実務を遂行している。コロナ後の市場や流通の変化、市場ニーズに合わせるためのマイクロファイナンスや IT 技術の導入等の期待に応じるため、本事業は ISMAP アプローチの内容の見直しや水平展開にかかる ISMAP ユニットの普及活動の能力向上を目指し、「経済開発のための市場志向型農業プロジェクト」が要請された。今回実施する詳細計画策定調査において、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性) に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理す

るとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022年1月上旬～2022年1月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② エジプト側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。他の調査団員と議論の上、作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を、先方政府との協議を踏まえて検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。
  - ・ プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定、設定する。
  - ・ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
  - ・ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ⑤ JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）適応策pp.1～39の「気候リスク評価の実施」及びpp.42～44の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参考に、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 調査期間（2022年2月上旬～下旬）

- ① JICAエジプト事務所等との打合せに参加する。
- ② エジプト側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方

法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（特にIFAD。その他WFP、EU、USAID、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAエジプト事務所等に報告する。

### (3) 帰国後整理期間（2022年3月上旬～4月上旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年4月11日(月)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ② 事業事前評価表(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、直行便または日本⇒アブダビ/ドバイ⇒カイロ⇒アブダビ/  
ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2月11日～26日を予定しています。

現時点でエジプト入国時に隔離は必要ありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

イ) 総括(JICA)

ウ) 協力企画(JICA)

エ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAエジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎:あり

イ) 宿舍手配:あり

ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

- エ) 通 訊 備 上 : 英 語 ⇄ 現 地 語 の 通 訳 を 提 供
- オ) 現 地 日 程 の ア レ ン ジ : JICA が 必 要 に 応 じ ア レ ン ジ し ま す 。 な お 、  
官 団 員 到 着 前 の 関 係 機 関 へ の ア レ ン ジ に つ い て は 、 コ ン サ ル タ ン ト  
に よ る ア ポ イ ン ト 取 り 付 け が 必 要 と な る 場 合 が あ り ま す 。
- カ) 執 務 ス ペ ー ス の 提 供 : 事 務 所 内 の 執 務 ス ペ ー ス の 提 供 は 行 っ て い ま  
せ ン 。

## (2) 参 考 資 料

- ① 本 業 務 に 関 す る 以 下 の 資 料 を JICA 経 済 開 発 部 農 業 ・ 農 村 開 発 第 二 グ ル  
ー プ に て 配 付 す る の で 、 同 グ ル ー プ ア ド レ ス (edga2@jica.go.jp) 宛 に  
て メール を お 送 り く だ さ い 。

- ・ 要 請 書

- ② 本 業 務 に 関 す る 以 下 の 資 料 が JICA 図 書 館 の ウ ェ ブ サ イ ト で 公 開 さ れ て い  
ま す 。

- ・ ISMAP 終 了 時 評 価 調 査 報 告 書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040171.html>

- ・ ISMAP 業 務 完 了 報 告 書

[https://openjicareport.jica.go.jp/807/807/807\\_405\\_1000040573.html](https://openjicareport.jica.go.jp/807/807/807_405_1000040573.html)

- ・ 気 候 変 動 対 策 支 援 ツ ー ル (JICA Climate-FIT : 適 応 策 Adaptation)

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)

- ・ ジ ェ ン ダ ー 関 連

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html>

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

- ③ 本 契 約 に 関 す る 以 下 の 資 料 を 当 機 構 調 達 ・ 派 遣 業 務 部 契 約 第 一 課 に て 配  
付 し ま す 。 配 付 を 希 望 さ れ る 方 は 、 専 用 ア ド レ ス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))  
宛 に 、 以 下 の と お り メール を お 送 り く だ さ い 。

- ア) 提 供 資 料 : 「 独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 管 理 規 程 」  
(2021 年 4 月 1 日 版) 」 及 び 「 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 管 理 細 則 (2021 年  
3 月 31 日 版) 」

- イ) 提 供 依 頼 メール

- ・ タ イ ト ル : 「 配 付 依 頼 : 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 関 連 資 料 」

- ・ 本 文 : 以 下 の 同 意 文 を 含 め て く だ さ い 。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上